

生活習慣病管理料(Ⅱ)の「注1」に 関する施設基準について

当院では、脂質異常症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者に対して、同意を得て治療計画を策定し、本治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行っています。また、本治療管理に関連し、下記のとおり対応が可能ですので、併せてお知らせします。

記

- 1 患者の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと。
- 2 患者の状態に応じ、リフィル処方箋を交付すること。

ご不明な点等につきましては、職員までお問い合わせください。

令和6年6月

岩手県立大東病院長